

## 会議録

会議の名称	令和6年度第1回茨木市地域福祉推進分科会
開催日時	令和6年8月27日（火曜日）
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
議長	津止会長
出席者	田畠委員、塩見委員、入交委員、小河委員 玉置委員、平里委員、澤田委員、山根委員
欠席者	境田委員
事務局職員	森岡福祉部長、肥塚地域福祉課長、莫根生活福祉課長、 北川福祉総合相談課課長代理、山本地域福祉課主幹、 白波瀬地域福祉課課長代理
オブザーバー	福永地域福祉課長（社会福祉協議会）
議題（案件）	1. 会長職務代理者の選出について 2. 地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 (第2次) の取組み状況等について
資料	次第 資料1 地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画 (第2次) の取組み状況等について 配席表

議　　事　　の　　経　　過	
発言者	発　言　の　要　旨
事務局（鎌野）	<p>それでは、定刻となりましたので、第1回茨木市地域福祉推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>まず初めに、地域福祉推進分科会の委員になられました皆様のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたらご起立いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>立命館大学、津止会長です。</p>
津止会長	<p>先ほど、審議会で分科会の副会長を務めさせていただきました津止です。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（鎌野）	保護司会、田畠委員です。
田畠委員	顔見知りの方も多いですが、よろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	人権擁護委員会、塩見委員です。
塩見委員	塩見です。よろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	いばらき市民活動推進ネット、入交委員です。
入交委員	入交です。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	春日小学校区地域協議会、小河委員です。
小河委員	小河です。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	梅花女子大学、玉置委員です。
玉置委員	玉置でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	自治会連合会、平里委員です。
平里委員	自治会連合会の平里です。よろしくお願ひいたします。

事務局（鎌野）	社会福祉協議会、澤田委員です。
澤田委員	澤田です。よろしくお願ひします。
事務局（鎌野）	市民委員、山根委員です。
山根委員	山根です。よろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	なお、民生委員・児童委員協議会の境田委員は本日欠席です。 続いて、市の出席者についてご紹介いたします。 森岡福祉部長です。
事務局（森岡）	森岡でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	肥塚地域福祉課長です。
事務局（肥塚）	地域福祉課の肥塚です。よろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	莫根生活福祉課長です。
事務局（莫根）	莫根です。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（鎌野）	白波瀬地域福祉課課長代理です。
事務局（白波瀬）	地域福祉課の白波瀬です。よろしくお願ひします。
事務局（鎌野）	北川福祉総合相談課課長代理です。
事務局（北川）	北川です。よろしくお願ひします。
事務局（鎌野）	山本地域福祉課主幹です。
事務局（山本）	山本でございます。よろしくお願ひします。
事務局（鎌野）	最後に、司会を務めさせていただきます地域福祉課の鎌野と申します。よろしくお願ひいたします。 それでは、会議を始めさせていただきます。
	会議の議事進行は会長が行うこととなっております。津止会長よろしくお願ひいたします。
津止会長	そうしましたら、座ったまま進行させていただきます。私の名前

を含めてですが、お名前を間違えやすくて、申し訳ないです。前回の委員会で何度か間違えてしまい注意されたことがありますので、それ以降ルビを振っていただくような次第をつくっております。ありがとうございます。また、よろしくお願ひいたします。

また、先ほどの審議会でも確認したと思いますが、審議会と同様にこの分科会でも意見交換は原則公開で行っていきますので、ご了解いただきたいと思います。

この分科会、1時間程度で議論ができるような次第ですので、皆さん方のご協力をよろしくお願ひします。

本日、委員の出欠状況については、お願ひできますか。

事務局（鎌野） 本日の委員の出席状況についてご報告いたします。委員総数10人のうち、出席は9名、欠席は1名です。過半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により会議は成立いたしております。

また、本日は1名の方が傍聴されていることを報告いたします。以上です。

津止会長 ありがとうございました。

次第に基づいて議事を進めていきたいと思います。

今回の分科会の委員皆さま方には前期から引き続いての方も何人かいいらっしゃいますので心強いですが、新しい委員の皆さんと一緒に新しい空気を取り込んで議論を進めていきたいと思います。

分科会の会長の補佐をいただく職務代理者についても、前期もお願いしました玉置委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

玉置委員 はい。

津止会長 それでは、玉置委員、ご挨拶お願ひします。

玉置でございます。今、職務代理者として指名していただきました。不慣れでございますので、皆様の力を借りて、もしそのときがありましたら、一緒にしていきたいと思いますので、どうぞよろし

くお願いします。

津止会長

よろしくお願いします。

そうしましたら、次の議事に移りたいと思います。議題の2が、「地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の取組状況等について」事務局から説明をお願いしたいと思います。

分科会の引き続きの委員の皆さん方はもう既にご承知かもしませんが、当分科会では、行政の行う地域福祉計画と社会福祉協議会が行う地域福祉活動計画を合体して一体的に取り組むというスタイルでやっています。相互の報告になると思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から、お願いします。

事務局（白波瀬）

本日お手元に置かせていただいております、資料1と右上に記載した、「地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の取組状況等について」という資料をもとに、説明をさせていただきます。

例年の取組状況につきましては、各年度の1回目の分科会で報告をさせていただいております。茨木市の地域福祉計画は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とともに、1冊にまとめて策定しておりまして、その進捗管理について協議をするため、本日、オブザーバーとして社会福祉協議会の福永課長にご出席いただいております。

説明につきましては、私から市の取組と、社会福祉協議会の取組を基本目標ごとに説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

基本目標1、「お互いにつながり支え合える」から順に説明させていただきます。

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化につきましては、CS

W、コミュニティソーシャルワーカーの相談支援の件数を挙げております。

令和3年度、令和4年度はコロナ禍におきまして、14人のC S W の皆さまに様々な相談にご対応いただきましたので、3万件前後の実績が上がっておりましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことに伴いまして、資料にありますとおり、令和5年度の件数につきましては、新型コロナが流行し始めた令和2年度とほぼ同じ、23,237件となっております。

健康福祉セーフティネット会議の開催状況につきましては、コロナ禍に伴い、会場の使用制限がありました令和3年度に比べますと、令和4年度は開催回数が戻りまして、令和5年度も同じく32校区で203回の開催となっております。

次に、施策（2）「地域福祉活動の推進」につきましては、社会福祉法人の地域貢献への指導・助言について記載しております。

こちらは、市内の社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定し、地域公益事業を実施する場合に、意見聴取を行う場としての地域協議会を、この地域福祉推進部会に設置しております。ただ、これまで該当する法人はなく、現在まで開催実績はございません。

続きまして、2ページをお開きください。福祉事業推進基金についてご説明させていただきます。

こちらの基金につきましては、市民の方や団体様から福祉に関して何か役立ててほしいというご寄附があった場合に、福祉事業推進基金に積み立て、福祉に関する事業に充当しております。

積立状況につきましては、資料にございますとおり、令和5年度は、2,232,249円の寄附金、そこに7,751円の一般財源を加えまして、2,240,000円を積み立てたところでございます。

基金から取り崩しました22,134,000円の充当につきましては、令和5年度は地区保健福祉センターの開設事業に1,200,000円、障がいのある方の社会参加促進事業に993,000円、防犯関係事業に

19,941,000円充当させていただいたというところでございます。

次に、施策（3）「民生委員・児童委員活動の推進」についてです。

民生委員・児童委員の令和5年度末時点での充足率につきましては87%、また、主任児童委員につきましては97%の充足率となっております。

3ページをご覧ください。

民生委員・児童委員の市民への普及啓発につきましては、令和3年度、4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での啓発活動は実施できませんでしたが、令和5年度は「いばらき×立命館DAY2023」というイベントの中でチラシ、ウェットティッシュの配布、PR動画の放映といった啓発活動のほか、地域のひとり暮らし高齢者の見守りを継続実施する等、工夫した活動を実施いたしました。

続きまして、施策（4）「更生保護活動の推進」についてです。

福祉文化会館の1階に更生保護サポートセンターがございまして、各更生保護団体の皆さん相互の会議や、保護観察対象者の方の面談等ご利用いただいております。資料にありますとおり、サポートセンターの月平均の来所者数は、令和4年度、令和5年度と増えてきております。

次に、「社会を明るくする運動」の推進ですが、犯罪、非行の防止、また更生保護等を目的に、本市を含めまして市内51団体が参画・協力して行っている運動で、7月が強調月間となっております。

コロナ禍前につきましては、駅等の街頭でティッシュ配り等の啓発活動を実施しておりましたが、コロナ禍でそれができなくなりましたので、令和4年度からは、市内のJR、阪急の駅構内や、バス車内のつり広告に啓発ポスターなどを掲載するという取組を実施しております、令和5年度も同様に、駅構内やバスの車内につり広告を掲示することで、広く市民に周知を図る取組を実施したところで

す。

4ページになりますが「社会を明るくする運動」市民大会については毎年7月に市民大会を実施しており、令和5年度はクリエイトセンターセンターホールにて、浪速少年院院長の倉繁英樹氏による講演会を実施し、130名の方にご来場いただきました。

次に、社会福祉協議会さんの取組について、報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、地区の活動が徐々に再開いたしましたので、まずは従来の活動に取り組んでいただけよう、活動の支援に努めました。地域に根差した見守りやサロン活動が、地域住民にとって大切な居場所や、様々な人とつながる機会となっていたことを再確認したところです。

地区行動計画につきましては、地区福祉委員会に向けて積極的に呼びかけを行いましたが、具体的な策定までには至りませんでした。今後は各地区ごとの実績も踏まえながら、課題を整理し、進むべき方向性等を福祉委員会と十分に話し合いながら、令和6年度から本格策定に向けて進めていくことになります。

賛助会員の募集につきましては、会費を財源とし、地区福祉委員会でどのような活動がされているか、市民に周知するため、前年度に引き続き、活動見える化したチラシを作成し、配布することで、賛助会員への加入を呼びかけました。

その結果、会費額が前年を上回りましたが、経年的には減少傾向が続いておりますので、啓発、募集方法についても今後の課題として残っております。

基本目標1の最後になりますが、社会福祉協議会でも、「社会を明るくする運動」につきましては、啓発のための行事や、宣伝活動に継続的に参加協力を行っていただき、また、地域福祉委員会ごとで地域が安全安心に暮らすための犯罪や非行防止啓発にも取り組んだところです。

また併せて、更生を目指す人を支援する居場所づくりとして、ボランティアによるボラカフェ、地区福祉委員会のぷらっとホームの充実に努めたところです。

基本目標1につきましては以上になります。

続きまして、基本目標2「健康にいきいきと自立した生活を送る」になります。

こちらは生活困窮者への支援が主になりますが、（1）生活困窮者の自立に向けた支援として、くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」での新規相談件数を掲載しております。

こちらは令和3年度1,155件、4年度1,114件、令和5年度888件と減少傾向となっております。

コロナ禍で収入・生活費や住居確保給付金、資金貸付に関する相談が増えてきておりましたが、令和5年5月に5類感染症に移行されたことに伴い、相談件数が例年ベースに戻り、相談件数が落ち着いてきているという状況にあります。

また、就労支援対象者数や生活困窮者自立支援事業の就労支援による就労実績・增收実績につきましても、令和5年度は落ち着いております。

学習生活支援事業につきましては、利用に至っていない世帯に対する参加勧奨、これを今後も継続して行う必要があると考えているところです。

その次の生活困窮者自立支援との連携ですが、こちらは社会福祉協議会の取組になっております。生活福祉資金の申請を受け付けるだけではなく、対象者世帯の生活上のニーズを掘り起こし、抱える生活課題に応じて「あすてっぷ茨木」やほかの制度、従来の福祉資金の貸付けにつなぎ、生活再建に向けた支援に努めているところです。

新型コロナの特例貸付けのフォローアップ事業につきましては、何らかの理由で返済が困難な借受人に対して文書を送付させてい

ただいた後、電話等で状況確認や必要な助言、情報提供に努めていますが、状況把握ができない仮受人の方へのアプローチ方法が課題となっているため、具体的な活動を検討する必要があると考えています。

地域ではふらっとホーム事業をはじめ、各種サロン事業、様々な住民が集う場において、生活困窮者も含めた要支援者を発見、支援できるよう、専門職が積極的に関与し、支援につなげる仕組みづくりを進めるなど、生きづらさを抱えた方々でも、気兼ねなく足を運べる場を地域住民やボランティアの力でつくっているところです。

基本目標3としまして、「“憩える・活躍できる”場をつくる」という目標を掲げており、こちらは地域福祉活動の担い手づくりなど、主に社会福祉協議会の取組となってまいりますが、新型コロナウイルスの5類移行後、ボランティア活動が徐々に再開されたということで、ボランティア養成講座を積極的に実施した結果、ボランティア登録者の人数も増加傾向になっております。

また、ボランティアで運営されておりますボラカフェなどでは、ボランティア個々の強みを生かす体験教室などの機会を設けたことで、活動の輪が広がっているところです。

地域福祉活動に关心を持って取り組んでいただける人材を増やすためには、自分たちの地域のために自分たちに何かできないかと思っていただけるような働きかけを、今後も引き続き実施していく必要があります。

福祉教育につきましては、障害を持つ当事者やボランティアグループと協働し、小・中学校や民間企業に出向き実施をしているところです。受講した児童や、学生、職員の方々から、地域で生活する障害者一人一人の個性や強み、思いに気づいたという声もございました。今後も地域共生社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

また、地域住民が支え合いつながる場としまして、サロン活動等

が多くの地区で実施されており、そこで生まれる顔の見える関係づくりは継続しながら、ぷらっとホーム事業の必要性や在り方について、地区福祉委員会へのヒアリングや、検討を重ねてまいります。

新たな活動拠点をつくることだけでなく、小地域ネットワーク活動の中でもできる住民の交流、活動拠点を見いだすなど現状の活動をより充実させていくことも大切であると考えているところです。

続きまして、基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」になります。

取組の一つといたしまして、権利擁護の推進に係る担い手確保のための市民後見人の養成を、市として引き続き行いました。

8ページの下に、市民後見人の養成講座受講者、そしてバンク登録者の状況の表を掲載しており、令和5年度の基礎講習受講者は4名、実務講習受講者が3名、そしてバンクの新規登録者が3名、令和5年度末の登録者は11名ということで、令和4年度末より3名増えているという状況になっております。

市民後見人の養成人数につきましては、計画で定めました目標値を達成しておりますが、次の9ページの上の表にあります市民後見人の活動状況をご覧いただきますと、受任実績は平成30年度に1件受任して以降、0件という状況が続いております。

こちらにつきましては、市民後見人活動がまだ十分に知られていないということ、虐待案件であったり、手続面も含めて複雑なケースがあったりすることで、市民後見相当であるケースがなかなか上がってこないということが主な要因として考えられますので、引き続き制度の周知に努めるとともに、総合的な権利擁護支援を担う中核機関等の在り方について、検討していく必要があると考えております。

平成28年12月に施行されました成年後見制度利用促進法に基づく促進計画につきまして、こちらを地域福祉計画に位置づけ、地域福祉施策の一体的な展開を図ってまいりたいと考えているところ

です。

社会福祉協議会の取組としましては、令和6年7月に権利擁護センター設置に向けて、学識経験者や弁護士、司法書士、社会福祉士の方々が参画する運営委員会を立ち上げ、社会福祉協議会が取り組むべき権利擁護支援について、協議を重ねたところです。

日常生活自立支援事業につきましては、人員体制上、利用受入れ人数には限度があるということで、待機者増加の課題がありますので、成年後見制度へのつなぎが望ましいと思われる既存の利用者につきましては、権利擁護センターの機能の一つとして、日常生活自立支援事業の利用者の再アセスメントを行い、事業者にとって適切な支援制度へとつなぎ、待機者解消に取り組んでいこうと考えているところです。

続きまして10ページをお開きください。

基本目標5「安全・安心で必要な情報が活かされる」になります。

市の取組としましては、災害時に関する避難行動要支援者名簿の状況ということで、令和5年度は名簿の登録者が6,194名いらっしゃいまして、令和4年度と比べますと、施設入所者の除外や、名簿登載要件の見直しに伴い、若干人数が減ったというところになります。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市の努力義務となりました個別避難計画の作成につきましては、この名簿に載っている方が、どこへ避難するのか、誰が支援を行うかということを、それぞれ一人一人に合わせて立てていくことになっており、令和5年度はモデルケースとして4件作成したところです。

令和4年度末に、個別避難計画の策定を希望されるかどうかという調査を実施しており、その結果を踏まえ、今後どのように計画を立てていくのか、進めていくのかを検討しているところでございます。

社会福祉協議会の取組としましては、こちらも資料はございませ

んが、広報活動の充実といたしまして、ホームページを活用するため社会福祉協議会の職員でも更新できるようシステムを改修し、随時情報を公開できるようになったことで、イベントや研修会、講座等の開催状況をタイムリーに市民の方にお知らせしているところです。

また、地区福祉委員会の一部では、独自にブログを活用して、住民自らが地域での福祉活動の様子を発信するということに取り組んでおります。

今後も社会福祉協議会の様々な事業や、地域での活動を広く市民に周知するため、様々な媒体を活用するなど、充実した情報発信ができるように努めてまいりたいと考えているところです。

施策（2）の取組の災害支援につきましては、有事に備え、茨木市内の各ライオンズクラブや商工会議所、青年会議所、茨木保健所と協定を結び、人的支援や物的支援等の支援体制の強化を図っております。

今後は関係機関との意見交換会を実施するなど、関係機関との災害支援ネットワークの構築を進めてまいります。

また、災害ボランティア講座や災害ボランティアセンターの運営研修会を実施したほか、災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直し、そして業務継続計画を作成したところです。いつ起こるか分からぬ災害に備えまして、訓練や研修を継続しながら、対応力向上に努めていく必要があると考えております。

また地区福祉委員会においては、犯罪や非行が起こらない安全安心な地域を目指し、ぶらっとホーム事業や世代間交流事業のほか、一部の地域では地域のこどもたちの登下校の見守り活動など、こどもと住民との顔の見える関係づくりに取り組んでいるところです。

続きまして基本目標6「社会保障制度の推進に努める」に移ります。

（1）生活保護制度の適正実施・個別支援というところになりま

ですが、市の取組としまして、関係各課や関係機関と連携しまして、生活保護を受けておられる世帯への個別支援や生活の安定、自立促進を図るための健康管理支援、就労支援などを行いました。

生活保護の窓口相談件数につきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、令和5年度は窓口での相談件数が、前年、令和4年度よりも増加している、戻ってきている状況です。

社会福祉協議会の取組といたしましては、生活保護世帯の方に対しまして、社会福祉協議会が実施いたします日常生活自立支援事業において、個々の利用者の特性や生活状況に応じた適切な支援に努めているほか、生活福祉資金の相談対応を通じ、住み慣れた地域での安全安心な暮らしに向けて、丁寧な聞き取りやニーズの把握を行い、必要な支援を行っております。

最後に12ページをお開きください。

(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査になります。

こちらにつきましては、コロナ禍におきましては、なかなか実施できないところもありましたが、令和5年度は5類感染症になったということもあり、ここにありますとおり、障害福祉サービス事業所、実地指導110事業所、介護保険サービス事業所128事業所、集団指導につきましても表に記載しておりますとおりの実績になり、令和5年度は社会福祉法人及び事業者のサービス提供の質の確保が図られるよう、適正な指導監査を実施したところでございます。

取組状況につきましては、以上になります。

ありがとうございました。

第1回の分科会、昨年度の実績、取組状況を見て報告いただいた次第ですが、報告内容に深く関連するような分野でご活躍の委員の方々もいらっしゃるので、少し補足することがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

津止会長

	はい、どうぞ。
山根委員	2ページの福祉事業推進基金の充当状況の、一番最後の防犯関係事業というのがあると思うのですが、こちらはどういった位置づけで、その防犯というものに充てられてるのでしょうか。
事務局（肥塚）	主に防犯カメラを設置することに使っております。 防犯と申しますと、やはり小学生とか中学生とか、通学路のところがメインになるのですが、小学生・中学生市民の皆さんに安心して暮らしていただくための一助になるということで、福祉基金を使って設置をしております。
山根委員	ありがとうございました。
田畠委員	一番最後の障害福祉サービス事業所とありますが、これは具体的にどういうところが該当するのですか。
事務局（森岡）	主に障害者の方が通所されて、日中その場で生活をされる作業所等を含む各種サービス事業所等です。
田畠委員	就労支援A型とかも入るのですか。
事務局（森岡）	入ります。
田畠委員	そういったところも指導・監査もされているのですか。
事務局（森岡）	はい。
田畠委員	分かりました。
事務局（森岡）	実地指導ですので、もちろん不適正かどうかというようなところも見させていただきますが、内容といたしましては、よりよいサービスに向けてのという考え方を中心に重点を置いた指導等を行うものになっております。
田畠委員	これ減っていますよね、令和4年から令和5年で、15も。これは何か理由があるのですか。
事務局（森岡）	これにつきましては、数年に一度の実地指導になりますので、市全体の事業所を毎年にわたって計画的にやっていきますと、少しづらつきは出ます。

田畠委員	ということはこれは事業所が不適切というか、そういう理由で減ったということですか。
事務局（森岡）	ある事業所は、3年に一度であるとか、6年に一度であるとか、そのような分担をしてやってますので、年によってばらつきはございます。
田畠委員	分かりました。
	その下の集団指導をされている事業というのは、市全体の事業所総数になるのですか。
事務局（森岡）	そうですね。集団指導といいますと、例えば法律の改正があったり、基本的には年に一度全体の事業所に来ていただいて、基準の周知徹底、法律の改正などを説明するというような位置づけになっております。
田畠委員	もう一ついいですか。1ページ目のCSWの件数が、23,000となっていますが、CSWさんは14名しかおられないですよね。これで対応できるのですか。
事務局（北川）	CSWは14名で活動しておりますが、近年、ヤングケアラーコーディネーターなど各種専門職が配置されていることや、市で設置を進めております地区保健福祉センターにつきまして、保健師を始め、地域包括支援センターなどの専門職を配置しており、CSWも含めた多機関で協働しながら支援を行っているため、CSWだけが対応しているというわけではございません。
田畠委員	どんな相談内容が多いのですか。
事務局（北川）	各種様々ではありますが、生活に関する困りごとなどを受けており、課題解決に向けて適切な支援機関につなげるなどのサポートをしております。一人暮らしの不安、手続きが難しいなど、日常生活における困りごとという形でも相談をお受けしております。
田畠委員	はい、分かりました。
津止会長	これが減ったということは、困りごとが少なくなったということですか。どういう傾向性なんですか。コロナは関係ありますか。

事務局（北川）	そうですね、コロナも影響があると考えられますが、断定はなかなか難しいです。一因としましては、先ほど申し上げたとおり、市としては多機関が協働できる相談体制を構築しておりますので、CSWにつながらなくとも、各種専門職による支援において、解決できている相談もあるのかなと認識しております。
津止会長	第3次の計画、これから進めていく上での相談体制の充実、確立というのは大事な点ですので、内容を精査いただきたいと思います。
山根委員	先ほど、防犯の回答をいただきましてありがとうございました。こちらに関しては防犯カメラの設置等に関するものであって、更生保護とか、罪を犯した方の立ち直りなどには使われていないということでしょうか。
事務局（肥塚）	この防犯関係事業の基金の充当に関しては、防犯カメラの設置に使っております。
山根委員	もう一点よろしいですか。
津止会長	はい、どうぞ。
山根委員	6ページのスマイルオフィス事業の推進なのですが、総合保健福祉計画の85ページに、スマイルオフィスにおいて、保護観察対象者を受け入れるようなことが書かれているのですが、実際に受け入れた実績はございますか。
事務局（北川）	スマイルオフィスの採用につきましては、保護観察対象者は応募できないなどの条件は設定しておりませんので、記載のとおり対象となります。受け入れ実績としましてはございません。
山根委員	ありがとうございます。
玉置委員	よろしいですか。
津止会長	はい。
玉置委員	2つの項目について、まとめて質問させていただきます。
	1つは、2ページ目の（2）「地域福祉活動の推進」のところで

す。2ページの真ん中の地区行動計画を策定している地区数（社会福祉協議会）で、令和5年度で11地区ですね。

それと合わせまして、8ページですが、基本目標3「“憩える・活躍できる”場をつくる」、こちらの8ページの真ん中よりちょっと上のところですね。施策（2）「地域の交流・活動拠点づくりの推進」というところで、ぷらっとホーム事業推進（社会福祉協議会）で、ぷらっとホーム設置数（合計）が、令和5年度で11か所になっている。くしくも、先ほどの行動計画の11地区と令和5年度の11か所というものが重なっているんです。

これは、同じ地区ですかね。

事務局（福永） そうですね。現在11地区の策定をしていますということになります。

玉置委員 計画を立てているところも11地区で、それと同じところでぷらっとホームを。

事務局（福永） それはイコールではございません。

玉置委員 分かりました。

確か、先ほど森岡部長のご挨拶の中にも、重層的支援体制の話が出ていました、茨木市はその一番最小単位が、33地区でしたよね。ということは、どちらも11地区、もしくはぷらっとホームが1地11か所なのかどうか分からせんが11か所ということで。ということは、あと22地区が行動計画では未策定ということですね。これ計画として一応項目として挙げているわけですね。ということは、33地区で計画づくりをするということが目標なんですよね。目標ということは、具体的にいつまでに33地区に到達することを想定されているんでしょうか。

併せて、ぷらっとホームのほうも1地区1か所なのかどうか分かりませんが、仮に1地区1ぷらっとホームと仮定して、33地区にこれが普及されるのは、いつ頃を目指しておられるのかということを

聞きたいです。

それから、このぷらっとホームに関してですが、茨木市は、空き家問題はないんですか。空き家が増えて困っているとか。例えば、その空き家を社協や市が借り上げて、リフォームしてぷらっとホームとして使う。そこで民生委員さんとか地区福祉委員会さんがそれを運営していくというようなことはでき得るんでしょうか。できないんでしょうか。

それをもし立ち上げていくことが、地区行動計画としてこういうことをやっていきますというふうにやっていくならば、どこかのお菓子じゃないんですけど、一粒で二度おいしいじゃないですか。どうですか。

まず、いつまでに全地区にこれを普及させていくのかということですね。まずそこを教えていただきたいです。

津止会長

よろしいですか。

今年度以降の計画にも関係するので、もし今具体的な計画を持つていらっしゃるならお願いします。

事務局（福永）

地域行動計画に関しましては、確かにこの第2次の福祉活動計画の中で、33地区を目標としていたのですが、コロナもあって、地区的ほうにお声掛けもさせていただいたのですが、なかなか策定が進まなかつたというのが現状です。今年度から策定した計画の中で、今年から6年間の間に33地区で計画をつくっていくということは、ぱっとできるものではいので、地域の住民さんと話合いをしながら、少しずつ進めていこうというふうに考えております。

また、ぷらっとホームに関してなのですが、こちらは2次の計画の中では33か所という目標を立ておりましたが、結果的には11か所という形になりました。

このぷらっとホームに関しましては、地域の福祉委員の皆さんとヒアリングを通して、ぷらっとホームが本当に必要なかどうか話し合いを進める中で、地区によっては、ぷらっとホームでなくても現

状実施しているサロンであったり、カフェであったり、様々な小地域ネット活動をしてるんですが、その中でつながりづくり等もできるんじゃないかなというご意見もありました。ですので、この令和6年度の計画の中では、人とのつながりであったり、情報の発信の場であったり、そういうものをぷらっとホームという場所だけでなく、サロン活動等でも発揮させていこうということで、計画にのせさせていただいています。

空き家の課題というところは、玉置委員のおっしゃるとおり、確かにあると思います。

ぷらっとホームを設置するところで、初期費用で市から1,200,000円、月々50,000円という形でお金を頂いています。空き家対策は一つの方法ではあると思いますが、月々の50,000円というところで、その家賃を50,000円以内、それ以外でも運営には経費もかかるてくるというところで、足踏みしている地域もあります。先ほど申しましたが、ぷらっとホーム運営をしていく人材のところで、人材不足があるというところで、必要性を感じている地域もあるんですが、なかなか設置にまで一步踏み出せないという地域もございます。

もともと従来からあるサロン事業等があって、ぷらっとホームが必要ではないんじゃないかという地域もございますので、本当にその地域に必要なのかという話し合いを進めていくところで、時間がかかるかと思います。現状11か所なんですが、手を挙げる地域があつたりした場合は、積極的に地区担当が関わっていきながら、進めていきたいというふうに考えております。

今期の計画では、地区計画については6年間で全ての地区で計画の策定を目指していて、ぷらっとホームについては、その地域の課題を見極めながら進めていくという書きぶりですね。前期の計画でもあったのですが、今期もまたチャレンジするということで、よろしくお願ひいたします。

津止会長

どうぞ、澤田さん。

澤田委員

今、ぷらっとホームとか、こういう地域の集まる場所という話が出ていますが、地区の福祉委員会でもカフェとかをさせていただいているのですが、本当に来てほしい人にどういうふうに伝えていくかというところがとても難しくて、プライバシーの問題とか、名簿を頂けないとかがあり周知するというものに課題があるのですが、皆さんで何かいいアイデアがあったら、話し合っていただきたいと思っております。

玉置委員

よろしいですか。

津止会長

どうぞ。

玉置委員

大変いい問題提起をいただいたと思うのですが、一番来てほしいと思うターゲットというのは、どういう方を今想定されていますか。例えば独り暮らしの高齢者とか、ひきこもりの方とか、どういう方を想定されますか。今、私が例示したような感じの方でお考えということでよろしいですか。

澤田委員

そうですね。高齢者が多いですけどね。

玉置委員

ひとり暮らしの高齢者。

平里委員

東奈良地区の福祉委員長もさせていただいているのですが、うちには福祉委員が全て民生委員を兼ねていて、名簿を全部持たれていますよ。

これは表に出せない名簿ですが、その方が福祉委員もされているので、本当に来ていただきたい独り暮らしの高齢者の方であったり、あと高齢者向けのサロンと併せて、子育てサロンも一緒にやっていますので、そういうところの周知はしやすいです。この間もふれあいサロンの会食を東奈良地区のコミセンでさせていただきまして、参加者の方からは、楽しかったし、もっとしてほしいという声もあったのですが、企画する側のスタッフの人的な問題などがあり、やってあげたいけどなかなかその回数を増やすことができない

という悩みもあります。現場の声として、状況をお話しさせていただきました。

津止会長

ありがとうございました。

担い手養成というのは、前期から随分議論になっていましたので、簡単に案が出てくるようなテーマではないだけに、知恵を集めなければいけない分野かなと。

平里委員

各自治会から福祉委員さんを選出していただいているが、その方々は順番が回ってきて、高齢者を敬う事業ではお手伝いはしていただけますが、日常的な福祉委員としての活動は、ほぼされないので、福祉委員の十数名の方だけで回してるというのに、限界があるのかなと。

玉置委員

今の分に重ねて、東奈良地区は私も一度お邪魔したことがあります、地域福祉の計画を立ち上げるときに懇談会をさせていただきました。とってもいい公民館があって。

平里委員

公民館とコミセンを兼ねています。

玉置委員

そういうった場所があって、民生委員が地区委員を兼ねているということですが、2ページのところの施策3、民生委員・児童委員活動の推進のところで、令和5年度の民生委員・児童委員の委嘱数が332で、民生委員・児童委員定数が382人、充足率が87%ですね。結局、全市的なところでの話だと思いますけど、これマイナス50ですよね。マイナス50というと決して小さい数ではないわけですし、それから今、平里委員さんからもあったように実動部隊としても大きな力を発揮している民生委員・児童委員さんなので、やっぱりどのようにリクルートしていくのかということは考えていかなければならぬと思いますが、その辺りはいかがですか。

津止会長

民生委員の定数を賄えていないところというのは、地区ごとのということですか。全市的にということですか。

事務局（肥塚）

全市的ですね。充足できているところもあれば、できていないと

ころもある。できていないところは、代理として、代行をしてくださっているので、全くいないというところではないです。1人が何か所かの地区を持ってくださっていて、それで補足をしている状態になっています。なのでご負担はかなりおかげしているというところになります。

3年に1回改選がありますので、一応任期的には3年になっています。改選のために一旦充足率が下がって、そこからちょっと充足していき、すこし上がっていくというような流れが毎年の流れになります。

その充足を上げるために、自治会の皆さんにお願いをしたり、青健協のところにご案内をさせていただいたり、また退職をする職員に声をかけたり、そのようなところでリクルーティングを行っています。

玉置委員

昔のイメージでいうと、特に歴史のある民生委員・児童委員は、地元の名士がなられたりといった時代があって、最近ではそうではなくて広く福祉活動に関心のある方がボランティアとしてしているんですが、でもなかなか充足できない。今、リクルーティングをしているが、即戦力としてもちろん来てほしいという部分もありますが、先程の市民委員さんのところでも、いろんな基礎講座、講習をやって、実務講習をやって、でもなかなか件数が上がってないみたいなところの難しさもあるのは伺いましたが、そういう形で育成をしていくようなステップというのをちょっと考えて、地域でまず参加してもらって、サロン活動などをお手伝いしてもらったりして、そこからもう一步進んで、いろんな講習を受けてもらい、民生委員になってもらうというような働きかけ、いきなり民生委員になってくださいというと、さすがに民生委員の大変さは地域の方は見ていらっしゃるから、ちょっと引いてしまう部分もあるかもしれないけど、ちょっとずついろんな経験を積んでいただいて、育成していくというステップを考えるというのはいかがでしょうか。

津止会長

お約束の時間も来ていますが、少しこの意見交換を続けてみたいなと思います。

小河委員。

小河委員

今、民生委員、福祉委員について、いろいろご意見が出たんですが、正直、春日地区の福祉委員長もやっていますし、民生委員の推薦委員もやっています。自治会長もいろいろ全部やっていますので、まず民生委員をお願いに行って、民生委員だったら引き受けますという方も何人かはいらっしゃいます。

ただし、福祉委員になるのは嫌だと、福祉委員になるんだったら、それがついてくるんであれば、民生委員をお断りしますということ。

だから、民生委員はサロンとか、いろいろやっていますので、それが負担になるという人もいるんです。そういう状況が、恐らくほかの地区にもある。強制的に、民生委員になったから福祉委員になれということであれば、引き受けないという人が多いです。大半です。それは断言できると思います。

自治会長にお願いしても、自治会員がうちは40%とか、自治会に入ってる人がもうどんどん減ってるわけですね。

それで横のつながりもない状況で、福祉委員をお願いするとか、そういう状況では今ないと思うんでね。自治会に入ってない人のほうが大半、これからどんどん増えてきますので、そちらのほうへシフトして、どのように知らしめるかというほうが大事だということです。

それとぷらっとホームに関してですが、うちはコミセン、文化会館、そして各自治会で自治会館を持っているところがありますので、春日地区で4つあったんですね。新たにぷらっとホームをつくるとなると、管理する人を誰がやるのか。恐らく社協から言われたら、福祉委員がそれを管理するということになり年配者が多いゆえに負担がかかるということになりますので、その辺の悪循環で今も

前へ進まない状況だと思うんです。

社協さんからも一生懸命ぷらっとホームをつくってくださいとか、そういう計画をつくってくださいといった依頼はあります。協力はしようと思っていても、その人材とか、そういう面が大変負担になるということがあるので、総合的にいかに少しでも負担のないような福祉ボランティア活動ができるような方法をちょっと考えていったほうがいいのではないかと、私は思っています。

以上です。

津止会長

身に染みて感じるという地域の実態が、多分ご発言いただいた内容なんでしょうね。地域活動とか、福祉活動の担い手を一生懸命やっているところに、この仕事が入ってくるのが今の状況ですもんね。すぐに答えが出るようなことはないんですけども、みんなの知恵を集めていく作業も大事なことですよね。

玉置委員

ぷらっとホームのイメージというのを、特に社協はどういうふうに持つておられるのかというのが一つあると思うんですね。社協の事務局が。

今、小河委員さんがおっしゃったように、公民館があって、コモンセンがって、自治会館があって、いくつも建物があるじゃないかという話で、それ以外にまた私が空き家のことまで言い出したけど、そこを管理するのはどうするか。

そうじやなくて、今根城にしているところがどこかあるわけですよ。サロンにしたって、いろんな活動をしているところがって、そこに例えば民生委員さんが、兼務していらしたらもちろんいらっしゃるわけだけれども、兼務しないという場合でも来ていただいて、様子を見ていただいたり、来ている方と話をさせていただいたらしくする中で、いろんなニーズを拾ってもらうという形で考えれば、ぷらっとホーム自体が看板を立てて、一つの社協ぷらっとホームと構えなくても、今やってるところで、ぷらっとホームの機能ができるのであれば、それはもうぷらっとホームなんじゃないですか。

だから、別に立ち上げないと、ぷらっとホームじゃないよというふうに考えるから、うちはそんな畏れ多いですというところが多くなるんであって、今やっているところで、いろんなぷらっとホーム、それこそ先ほどの澤田委員さんのようなお悩みもある。そういうところにみんな来てくださいという場があって、そこをぷらっとホームと言えばいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

事務局（福永）

玉置先生がおっしゃるとおり、今回の計画の中で言っているのが、そういう現状のサロンとか、カフェとかをされているところがあるんですが、そこでも、そういう人が集まったり、そういうアンテナ役である民生委員や福祉委員が、そこに行くといて、そこから情報を得て、地域に人が帰っていくと。

そういう情報が集まったり、人が集まったり、つながりができたりというところで、そのぷらっとホームという箱をつくるだけではなくて、そういう機能を今あるサロン事業の中で発揮していくことも大切なんじゃないかなというような計画にはさせていただいている。

いろんなやり方はあるとは思うんですが、これは例えば今やっているサロンで運営している福祉委員、民生委員がいらっしゃると。そこは例えば対象者を高齢者だけにしてるけれども、こどもも来ていよいよにしようかとか、いろんな方法があると思うんですよね。

そういう形で、福祉委員がどう考えるか分からぬですが、なるべく人の負担も少なくして、その機能が十分発揮できるような取り組み方というのは、今後よく話し合いをしながら進めていきたいなというふうには思っています。

玉置委員

その中で、公民館とかコミセンとかは、ほかの団体と共用になるから、やっぱり自分たちの根城が欲しいなというふうになったときに、先ほどの空き家活用とか、そういう形で地区福祉委員会としての拠点を考えればいいわけなんで、そこまでのステップとして、まず今おっしゃったように今やっているサロン活動などを充実させ

ていって、もう今のコミセンではちょっと足りないぐらいだというときに新しい拠点を設けるという発想にしていったら、何年たっても十何件という状況じゃなくてもっと件数が広がっていくし、みんなのイメージももっと具体化していくことになっていくんじゃないかなと。

もっと社協が考えて、どういうものがぷらっとホームとして望ましいのかということを、社協のコミュニティワーカー自身がみんなで話しあったりして、福永さんがそういうふうにアイデアを持ってるんだったら、みんなで共有してそれでやっていこうよというふうにていったらどうでしょうか。

事務局（福永）

もちろん社協内でも話し合いをしていますし、それを、地域に向いていって、この地域はこういうことがあるんじゃないかなということは、どんどん提案はしていきます。

津止会長

前期の計画で、ぷらっとホームを33全地域に設置するということは、どうも実情に合ってないんではないかと、地域の課題からすると、今ある基本のもので十分事足りてるところがあるので、33という件数は地域の実情に即してないというお話が今の議論の中身で、それが令和6年度以降どのような形で具体化するかという、そういう話だったんですね。

ありがとうございました。

玉置委員

どういう在り方で、ぷらっとホームじゃなくてもいいから、やつていくのかというのを話し合うのが、地区行動計画じゃないですか。

事務局（福永）

そうですね。

玉置委員

そうでしょう。そしたら33、あっという間じゃないですか。

事務局（福永）

ありがとうございます。

津止会長

まだ入交委員はご発言がないんですけど、市民活動をされている立場からいくと、このたびの議論はいかがですか。

入交委員

高齢者の活動、高齢者の社会課題を解決するためにある活動、こどもたちの課題解決のための活動ってあるわけですね。

それぞれに頑張っていらっしゃるんだけれども、いろんな活動が高齢化していって、これをどうバトンタッチしようかという課題とか、いろんなことがあるので、単独で活動展開するんじゃなくて、今ちょうどおっしゃった、高齢者とこどもが合体するような、コラボで活動することを始めてるんですね。

こことこことを掛け合わせたら、ちょうどいいかなみたいなことをみんなで話し合いながら、それを1回やってもらって、それでおしまいじゃなくて、お互いに一緒にやったほうがやっぱりいいよねとかいう、その共感を生むまで、ずっと伴走するのがなかなか大変なんですが、それぞれの利用者に喜んでいただけるだけじゃなくて、活動をやっていらっしゃる皆さんのが気づきになってということがあるので、社協にしたらすごく大変ですが、話し合って、なつかつサポートすることを、計画的にケース会議をしながら、ただやるだけじゃなくて、それを支える人たちの声を拾う機会をたくさんつくっていかないと、よりよくはならないので、その辺りを丁寧にやっていったらいいのかなと、今伺っていました。

津止会長

ありがとうございます。新しい計画の実践課題って、この会議の中でも隨時検証していきたいですね。また、いろいろ事例があれば、教えていただきたいなと思います。

山根委員。

山根委員

すみません、2点簡潔に述べます。

1点目が、先ほど入交さんもおっしゃってましたが、高齢者とこどもの居場所の合体というところでいいますと、私自身がそのユースプラザを利用していまして、15歳から39歳までの結構幅広い年代でやってるんですが、いろいろ場所によって問題はあるかもしれないんですが、うまい具合にその世代間交流みたいなところができますので、そういうのはモデルとして活用できるのではないかと

思います。

2点目が、何度もこの話になって申し訳ないんですが、防犯関係事業に関してなんですけども、やはりこの福祉の基金で防犯カメラを設置するというのは、少し私としてはいかがなものなのかというふうに感じます。こちらは、どちらかというと危機管理課とか、そういういった部署が担当されるようなものであって、どちらかというと、その社会防衛とか監視社会とか、そういうしたものにつながるようなものになるので、防犯カメラを設置するよりかは、やはりその罪を犯してしまうような方の社会的な包摂に利用できるようなものとして、お金を使っていくべきではないかというふうに提案させていただきます。

以上です。

津止会長

玉置委員

ご意見として頂戴して、また議論のほうをしたいなと思います。

市のほうに伺いたいんですけど、この計画書の2ページにどーんと重層的支援体制の図が出てますよね。僕もいろんなところで活用させていただいて、授業をしたり、講演したりしてるんですけど、ありがとうございます。

まず、一つ伺いたいのは、例えば包括支援センターがあつたりとか、それから障害者の自立支援センターがあつたりとか、既存の相談窓口が大体各エリアぐらいにあるんですよね。その上に保健福祉センターが4つ、4地区にあるわけですよね。

そのすみ分けというのが、機能、役割分担というのはどういうふうに実際になっていますか。その矢印でこう、お互いにこう連携していくというのはよくある図なんですが、その矢印が実態としてどういう形で、立ち上がったばかりだけど、行われているのかというところをちょっと聞かせていただければと思います。

津止会長

重層的支援体制整備事業って、構想みたいなものを実際に提起して、具体的な運用については、これからのが課題ですという話なんですが、それに関わるような話ですよね。

事務局（山本）

玉置委員のおっしゃられた図なんですが、総合保健福祉計画の中では、52ページ、53ページというところに記載してあります。まず包括的相談というところがメインでございます。また、重層的支援体制整備では3本の柱がありまして、包括的な相談、要は断らない相談という事業がございます。

あとは地域づくり、困ってる人をどうやって地域で包摂していくか、受け入れていくかという地域づくりの部分。あと様々な職種の方が1人の方や世帯に関わっていくことになりますので、様々な調整事を行う多機関協働事業という、この大きな柱が3つございます。

玉置委員がおっしゃられたように、センターとのすみ分けというところになると、包括的な相談支援事業というところに、地域包括支援センターであり、障害者の相談事業所であり、アウトリーチの生活困窮の支援であるというものがございますので、まずはその単独の機関で、例えば、これまでのネットワークで、包括支援センターが受け入れた案件で、50歳の方で社会的孤立の方がおりそうだということで、CSWにつなげたり、ほかの相談機関につなげたり、支援やサービスにつなげたりということができるのであればそれで問題はないんですが、なかなか一つの単独機関でできるということは、職員のマンパワー的なことでも少ないと思います。

そのときには、依頼の仕方は今検討しなければいけない課題にはなっているのですが、まず地区保健福祉センターのほうに、支援機関から依頼をかけていただく。こういう案件で諧っていきたいんだけれどもどうだろうかと。そうしましたらセンターのほうで、いやいやまだこういうやり方があるんで、一旦頑張ってみませんかというような助言をしたり、或いはここまで頑張ってくれたんだから、一度うちの保健福祉センターで、多機関協働事業という機能を使って、様々な関係機関が寄り集まっていただいて、支援をしていく会議等を設定していく。

その中で、この世帯、この人に関してプランが必要です、こういうような形でいきましょうというようなプランを立てていく、という役割分担ができるのかなと考えております。

実は、今年度から始まったといいながら、令和5年度に一度とある圏域、南圏域というところになるんですが、そこで実際に試験的にやってみました。10件ほどの案件を取り扱って支援を、全部解決とはいってないですけれども、支援につながったものもあれば、今もって支援しているという案件もございますので、そういうふうに分けた機能を持って、ほかの4圏域で今年度展開していくことができるかと思っております。

津止会長

総論的には、ずっとしてきましたので分かりますけども、一つの事例を基にこうなりましたというのがちょっとあれば、よりリアルな事業の進捗過程、検証過程でご紹介いただけたらなと思います。

事務局（山本）

先ほど10ケースしましたということで申し上げましたけれども、1事例ということであれば、昨年、東圏域におきまして火災がございました。大規模な火災、10棟ほど燃えるという火災がありました。

そこで被災された方は南圏域の市営住宅に住まれたんですが、住むに当たって、そこに住んでおられた高齢の方が認知症の傾向があるというような、ただ単に生活困窮で市営住宅に行ったのではなくて、認知症の件もあるのでなかなか自分のお金の使い方がうまくいかないとか、勝手にどこかに行方不明になってしまいういうような事例があるというふうに支援機関から依頼がありました。そこで、この方をどうサポートしていくのかというようなことが先ほども申し上げた保健福祉センターを中心になって、この方の支援会議を持ちました。そこでは、包括さんはこのようなことをしてください、医療機関に関してはこういうアプローチができませんか、市営住宅に関しては、例えば滞納が起きるかもしれませんので、どこまで市としては許容できますかというような様々な調整をしました。結果、最終的には施設に入所ということに至ってしまったんですが。

一緒に同居されておられた、40、50代ぐらいだと思うんですが、その方に関しては、お父さんはこういう理由で入ります、あなたも自立した生活を送らないといけないということで、CSW繋いだというような事例が10件の中の一つとしてございます。

津止会長

それを広げていく、全圏域に広げていくということですね。

事務局（山本）

そうですね。こういう事例を参考にしながら、保健福祉センターというのは地域に根差していく拠点として、市の出張っていく機関という一つとして使っていく、一つの事例で展開していきたいというふうに思っております。

津止会長

多分、今期の新しいシステムとして提案した中身は、先ほどの重層的支援体制整備事業と、この地域福祉がどうドッキングするかという話でしたので、引き続きご紹介いただけたらありがたいなと思います。

そうしたら、塩見委員は。

塩見委員

特に私のほうからちょっと申し上げたいのは、私は山地部に住んでるんですけども、先ほど言われた民生委員の関係、もう私、三、四年前に質問させてもらったんですが、民生委員の方は今75歳になっておられて、75歳定年かな。

それで、2年も3年も探しまくってやっと去年、1人の方に頼み込んで民生委員になってもらった。

いなければ、佐保の地区から新しい違う民生委員が来ますよと言われてるんですが、ただ私どもの地区は32世帯なんんですけども、全員が自治会やってるんですけどね、ただ高齢で平均年齢65歳超えるような状況なんです。

32人の中で1人がもう役なんていうのも、5つか6つみんなやっていて、私も一時会計やって防災防火管理者だったり、書記になつて、あと寺の総代とか、5つも6つもためて、そういう高齢者がみんなそういうような役をいっぱい持って、もうどないもいかんよう

な状態になってます。多分山の方ってみんながそういう状況になつてるとと思うんです。

私のところは、昔豊川地区だったんですけども、彩都という新しい町ができて、彩都地区に組み込まれて、彩都地区は平均年齢40歳から50歳ぐらい、その付き合いと、またそこの地区とのいろんな役をいっぱい取られて、自主防災、コミセン委員とか、いろいろあるんですけどが、今話し合って、役を全部整理しようと、今度30人の世帯でこんなに何十もの役はやるのはもう到底無理だと、そういうことで、去年ぐらいから自治会役員がずっと毎月毎月集まって、どう整理しようかということで、今考えてるんですがなかなかまとまらない。

多分、山の地区は、みんなこういうような状況になってると思うんです。今後どういうような方向に持っていくか。この1年の中でどういうふうに決まっていくか分からないんですが、今は私もいろんな協力してやってるんですけど、なかなか山の地区はそういうのは難しい状況でございます。

何かいい解決策があれば。

玉置委員

一つ提案なんですけど、塩見さんのご提案で山のほうでという話だったんですけど、平里委員、あるいは小河委員、町中でももう何年かたったら起きる問題ですよね。

自治会の参加が少なくなる。人数自体が減っていくとかという形なので、どうやって地域を維持していくのかという話は、やっぱり継続していかなければいけないと思うんです。

津止会長

長年の課題ですので、例えば、今のような話をしてるんだけども、なんかうまいこといきませんという、話ができる場があるというのはまだ羨ましいと思いますが、その話すらも出す場がないと、そういう議論する場もないという、人もいないという、そういったちょっと次元が違う話だなど。

引き続き、この分科会6年間の計画をつくった、その進捗状況を

検証しながら、その計画でいいのか。さらにバージョンアップするのかということを踏まえての議論の場ですので、継続して論議していきたいなと思っています。

ぜひ皆さん、地域の中で知り得たような情報等々があつたら書き留めていただいて、時間の枠をオーバーするぐらいで、苦労するくらいの時間を使っていただけたらありがたいなと思います。

いろいろ言い足りないことがたくさんあるかもしれませんけど、ひとまず第1回の分科会はお開きにしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局（鎌野）

それでは本日の会議につきましては、事務局で会議録案を作成し、本日ご出席いただいた皆様にお送りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

次回の開催につきましては、改めてご連絡させていただきます。これをもちまして会議を終わらせていただきます。

皆様、長時間のご協力ありがとうございました。